

令和2年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和2年12月22日 午前10時00分 開会  
午後 2時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
企画部長	吉川正人	総務部長	吉村雅央
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 5番 松林謙司 6番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 議第 90号 葛城市森林環境整備基金条例を制定することについて  
日程第2 議第 91号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第3 議第 93号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第4 議第 94号 葛城広域行政事務組合の解散について
- 日程第5 議第 95号 葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第6 議第 96号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 日程第7 議第 89号 大和高田市と葛城市との間の休日診療に関する事務の委託について
- 日程第8 議第 92号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第104号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第10 議第 98号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第11 議第 99号 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議第100号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第13 議第101号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第102号 令和2年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議第103号 令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第16 発議第12号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書
- 日程第17 発議第13号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
- 日程第18 議第105号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第106号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について
- 日程第20 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第105号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 追加日程第2 議第106号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口等を開放しておりますので、ご了承願います。なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

市長より追加議案として、指定管理者の指定に関する2議案の送付がありました。その取扱いについて、本日午前9時より議会運営委員会が開催され、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告を願います。

西井覚君。

**西井議会運営委員長** おはようございます。それでは、市長より議第105号及び議第106号の指定管理者の指定2議案が追加議案として提出されましたことを受けまして、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容につきましてご報告いたします。

議第105号と議第106号の追加2議案につきましては、日程第17までの議案などの採決終了後に一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、総務建設常任委員会に付託します。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に総務建設常任委員会を開催し、追加議案について審査いたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくようお願いいたします。

以上です。

**西川議長** お諮りします。

追加議案の審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

松林謙司君。

**松林総務建設常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月8日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは事業の進捗状況として、用地買収については継続して2件の方と交渉をしている。1件の方については八川地区の代替地への移転の方向で合意を得たので、間もなく契約できる見込みである。別の1件の方については、条件面等で折り合いがつかず、難航している状況で、法的な手段を取る準備も必要と考えているが、引き続き粘り強く努力していくという説明がありました。

委員からは、用地取得に関して法的措置の考えがあるとのことだが、どのような準備をしているのか。また、市長の考えはという問いがあり、現在、奈良県と事業認定など、いろいろな手法について検討している。また、市長からは、事業の進め方についての考え方は就任当初から変わっておらず、粘り強く交渉していく必要があると判断していたが、そろそろ強制も伴うような手続を行うところまで来ていると認識しているという答弁がありました。

別の委員からは、尺土駅が葛城市の中心となる駅と位置づけられるように、駅前周辺整備に関してはスピード感を持って奈良県とも連携して進めていただきたいとの意見がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは事業の進捗状況として、JR和歌山線柿本架道橋改築工事委託については、JR施工のボックス構造体部分が8月31日をもって完成しており、引き続き市が施工する部分として、連続する西側及び東側の取り合い部分のボックス構造体、道路の改良工事、地下埋設物の本設工事を順次進めていく予定である。このJR架道橋部分の工事により、長期間にわたり通行止めを行っているため、地元住民にはご迷惑をかけているが、国費配分の関係上、工事内容を検討しており、令和5年度末には通行可能となるよう取り組んでいきたいと考えている。JRより東側、大和高田市までの区域の道路改良工事については、令和元年度までに用地取得が完了している部分を施工している。用地交渉についても引き続き鋭意努力し、早期の事業完了を目指したいと考えているという説明がありました。

委員からは、JRより東側、大和高田市までの区域についての道路改良工事について説明があったが、その先の葛城川の堤防までの道路拡幅について大和高田市と協議しているのか。また、堤防の左岸側の道路整備の状況はという問いがあり、以前に大和高田市と話をしたことはあるが、その後、協議はできていない。道路拡幅の要望はしているので、現在の状況については大和高田市に確認する。また、葛城川堤防の左岸側の道路については、奈良県に対して、大和高田市から御所市方面への道路整備を毎年要望しているという答弁がありました。

別の委員からは、この国鉄・坊城線の道路が完成することによる事業効果が見込まれるように、周辺道路の整備も進めていただきたいとの意見がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、前回9月議会の委員会で報告がありました、電子決裁システムと電子入札システムの導入に関して、10月以降の進捗状況について報告がありました。電子決裁システムについては、11月24日、公募型プロポーザルによる事業者募集の公告をし、事業者からのプレゼンテーション等の審査を12月16日に実施予定である。審査完了後は速やかに事業者を決定し、年内に契約を行う予定である。システムの改築やテスト環境の導入、職員の研修を年明け1月から3月まで行い、4月から本格稼働を目指していると説明がありました。また、電子入札については、去る10月16日に公募型プロポーザルの公告を行い、11月17日にプレゼンテーションによる審査の結果、株式会社日立システムズ関西支社を委託事業者として選定した。契約金額は税込みで635万8,000円で、導入に関わる履行期限は令和3年3月31日までとしている。今後のスケジュールとしては、システムのセットアップと並行して、システムの実証実験、操作研修等を経て、令和3年4月から開始を予定している。電子入札については、建設工事の土木、建築、舗装工事、コンサル業務及び上下水道部の工事等を対象としており、段階的に案件を拡大していく予定であると説明がありました。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からはコミュニティバスの利用状況として、令和2年4月から10月までの1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で77.13人である。前年度の1日当たりの利用者数126.21人と比較すると、利用者が大きく減少しており、この原因については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものであると考えている。地域公共交通活性化協議会では、更なる利便性の向上を図るため、運行ルートや運行形態に関わる全体的な見直しの協議を重ね、令和2年9月28日から、環状線ルートのれんかちゃんバスを大和高田市立病院前ロータリー内に乗り入れを行い、停留所の移設とダイヤの改正を行った。また、笛堂・薑ルート及び笛吹・梅室ルートの予約型乗合タクシーについて、運行ルートの16か大字の沿線の方を主な対象としたアンケート調査を10月に実施した。アンケートは対象世帯全2,388件に配布し、602件の回答があり、現在の回収率は25.2%である。調査結果については、来年3月に開催を予定している地域公共交通活性化協議会において報告予定であるといった説明がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**西川議長** 次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

川村優子さん。

**川村厚生文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。

去る12月8日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審

査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。まず、理事者からは、焼却施設に係る長期包括運転管理業務委託については、株式会社川崎技研を優先交渉権者として決定し、今月中に交渉を重ね、契約締結予定であり、その後、令和3年2月末日までの準備期間を経て、3月1日より委託業務を開始予定で進めているという報告がありました。また、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託については、11月9日、6者参加で一般競争入札を実施し、落札者は宇陀環境開発株式会社で、落札金額は税抜き1か月当たり650万円、現在、令和3年2月業務開始のための準備を進めているという報告がありました。

焼却施設の契約に関して、金額などについてどのような交渉を行っているのかという質問があり、できるだけ安く契約できるよう、業者からの提案内容を市の提案内容とすり合わせながら精査を行っているという答弁がありました。

また、ほかの委員から、分別収集を導入した効果の判断材料として、ごみとして焼却した数量とリサイクルした数量が分かるような資料を作成し、提示してもらいたいという要望がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。最初に、理事者からは、異物混入に伴う裁判の進捗状況と、学校給食無償化に関する事業費の実績について報告がありました。裁判については、口頭弁論や証人尋問は終了し、令和3年2月24日結審予定であり、学校給食無償化については、6月から11月までの事業費は8,776万円に上り、地方創生臨時交付金を活用したという説明があり、また、本市においても大きな被害となった稲の害虫ウンカの学校給食に与える影響として、葛城市産の給食用米穀の納入が1等米から2等米に変わることが挙げられ、そのほかにも、牛乳を瓶に充填する設備を製造するメーカーの撤退により、やむを得ず令和3年度から紙パックで牛乳を提供することになるなどの報告がありました。

委員からは、コロナの影響で今でも品数を減らして提供しているのか、また、アレルギー対策で問題は生じていないのかという質問があり、品数は引き続き減らしているが、量を増やして栄養を補っている。アレルギー対応食も、事前に保護者に確認して別メニューを作るなどして、特に問題は生じていないという答弁がありました。

また、ほかの委員から、メニューを工夫することでおいしい給食を提供し、食物残渣のないよう心がけてもらいたいという要望や、裁判の影響で給食納入業者が変わったが、できれば地元業者を指導して採用するべきではないかという意見もありました。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、工程表や完成図面を基に進捗状況などの報告がありました。

委員から、北側からの出入口だけではなく、西側からの出入口も検討すべきではなかったのかという質問があり、管理体制の問題もあり、北側からの出入口に統一したが、子どもの体調が悪いときなど、また緊急時には西側の児童館付近の出入口などを利用して対応したいという答弁がありました。

今回の調査については以上であります。これら3つの所管事項に関して、委員会としては今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告とさせていただきます。

**西川議長** 次に、会期中に開催されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

下村正樹君。

**下村道の駅かつらぎに関する調査特別委員長** 議長のお許しを得ましたので、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

本委員会は、12月14日月曜日午後3時から開催し、前回報告を受けた道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連の内容から、特に社会福祉法人柊の郷が、葛城市及び葛城市土地開発公社を被告として提訴された件に関して詳しい説明がありました。訴えの詳細については、施設の移転先として、柊の郷が土地開発公社から購入した土地から産業廃棄物が出てきたため、当初はその撤去及び客土を求める内容でありましたが、その後、3億4,938万4,059円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払えという内容に変更して行われたものであります。この訴訟につきましては、先日結審し、12月22日、本日の午後に判決の言渡しがある予定であります。この判決の結果を踏まえ、仮に市側から控訴しなければならないことになった場合、議会の議決が必要となり、控訴の期限は判決正本が届いた翌日から2週間の不変期間となることから、来年1月5日までに議会の開催をお願いしなければなくなるという説明でありました。

この報告を受けて、委員から、前回の調査特別委員会の時点で、判決日と今定例会の最終日の日程が重なることは予測できたと思うので、もう少し具体的な日程を示して丁寧な説明をする必要があったのではないかと。また、議決を必要としない土地開発公社にのみ不利な判決が出た場合は、議会に対してどのように説明するつもりなのかという質問に対して、ご指摘のとおり、具体的な日程を示していなかったため、今回、詳細なスケジュールについて改めて説明させていただいた。また、土地開発公社にのみ不利な判決が出た場合でも、委員会等で説明をさせていただきたいという答弁がありました。

さらに、ほかの委員から、柊の郷に対する建物の取壊し工事の訴えを裁判所が退けたのは、工事費の元となる根拠書類が残っておらず、裁判所が確認できなかったことは問題であり、再発防止の観点から、書類の保管についての調査を行うべきだという意見に加え、この調査特別委員会が設置された目的が達成されているかどうか議論の場を設け、中間報告を行う時期に差しかかっているのではないかとという意見もありました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりましたことを付け加えまして、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の報告といたします。

以上です。

**西川議長** 次に、会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

西井覚君。

**西井県域水道一体化調査特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、本委員会につきましては、12月15日火曜日午後1時30分から開催し、令和2年11月26日に開催された県域水道一体化へ向けた第2回水道サミットの経緯などを踏まえた報告をお願いしました。

この報告を受けて、委員からは、サミットでは市長はどのような意見を述べたか、また、セグメント会計が統合される時期はいつになるかという問いに対し、葛城市は、資料を見ても分かるように特異なので、あえてサミットでは意見を述べていないが、事務局との打合せにおいて、葛城市が抱える問題や疑問点を伝えている。また、セグメント会計については、覚書を締結して基本協定を締結するまでに関係機関と協議することになるので、覚書を締結してない現段階では、この質問には答えられないという答弁がありました。

さらに委員からは、県域水道一体化に参加しないで単独で経営した場合、事業に対する国や県からの支援は受けられなくなるのか。また、平成30年度に作成された水道事業ビジョン、「100年先にも続く葛城の水道のために」という基本理念が示すように、この財政シミュレーションは、単独で経営しても、令和30年度までは参加しなくても水道料金は県域水道一体化の237円よりも安い217円で運営できるということの意味しているのではないかという問いに対して、厚生労働省の補助事業の採択基準は、資本単価が90円以上であれば補助金を受けることができるが、現在の葛城市の場合、資本単価が60円台で、経営状況がよいので、補助は受けることはできない。

次に、シミュレーションの供給単価は、5年間の給水原価を算出して、資金ショートしないように供給単価を上げようという考え方で令和30年度まで繰り返すと、令和30年度は水道料金が126円から217円になり、資金残高が17億円から477万円になるという答弁がありました。

最後に、市長は、覚書の締結に当たっては、調査特別委員会の意見を聞いた上で判断したいと言われており、令和3年1月中旬に締結が求められる覚書の期限までに再度県域水道一体化調査特別委員会を開催して、市長の考え方や方針を求めることになりました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

以上です。

**西川議長** 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の調査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第90号から日程第6、議第96号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求

めます。

松林謙司君。

**松林総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第90号、議第91号、議第93号、議第94号、議第95号及び議第96号の6議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第90号、葛城市森林環境整備基金条例を制定することについてであります。質疑では、基金の財源である森林環境譲与税はどのように確保されているのかという問いに対し、森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与されているところであるが、この財源となる森林環境税は、国内に住所を有する個人に対し、国税として年額1,000円が課税され、令和6年度から市町村個人住民税均等割とあわせて賦課徴収されることになっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第91号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑は、単身赴任手当等の条例改正が行われた後、職員の派遣を決定すべきものと考えますが、なぜ順番が逆になってしまったのかという問いに対し、本来であれば職員の派遣前に条例の改正をすべきであったところできておらず、他市町村や派遣先等に照会し、急遽整備することになったという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、次回からは順を追って職員の派遣が行われるようにしていただきたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号、葛城広域行政事務組合規約の変更について、議第94号、葛城広域行政事務組合の解散について、議第95号、葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分についての3議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、葛城広域行政事務組合の解散に伴い、出資金以外に残余金は幾らあるのかという問いに対し、決算見込みではあるが、議会費及び総務費については約530万円が剰余金として残る予定であり、本市の分担金の負担割合に基づき年度末に返還される予定である。また、衛生費及び公債費は約560万円であるが、これは休日診療事務に充てるため大和高田市に帰属することになるという答弁がありました。

3議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第96号、奈良県広域消防組合規約の変更についてであります。

質疑では、今回の規約改正により、奈良県広域消防組合の管理者の選任ルールや、代表副管理者の位置づけ、副管理者の増員、正副管理者会議の設置等が行われることになるが、これにより、葛城市は、第5区分として、香芝市と広陵町の2市1町から代表市町村長を1人選出することになると思われるが、その選出方法は決まっているのかという問いに対し、関係首長で協議を行っており、規約改正後は、まず香芝市長に第5区分の代表として2年間お

願いすることになっている。その次は葛城市長が代表となることを確認しているという答弁がありました。

この答弁を受け、これまでは重要な事項を協議する運営協議会の委員として、常時、葛城市長は参加していたと思われるが、今回の改正により運営協議会はなくなり、新たに新設される正副管理者会議において重要事項等の意思決定が行われることになるが、今後も葛城市の意見は広域消防組合の執行部に届くのかという問いに対し、規約改正後は関係首長による第5区分会議を年3回開催することを確認しており、葛城市の意見については、その場で調整し、第5区分の代表首長がその意見を持って正副管理者会議に出席し、協議できるものと認識している。また、広域消防組合に関する経費負担などの重要事項については、市議会に対しても市より報告していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第90号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第90号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第91号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第91号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第93号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第93号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第94号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第94号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第95号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第95号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第95号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議第96号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** 私は、奈良県消防広域組合規約の変更する案に反対の立場から討論いたします。

奈良県の広域消防組合は、平成26年4月に発足して、葛城市を含めて37の市町村によって組織されております。今回の規約変更は、37の市町村が広域消防組合の経費について、どのような負担方式で、どのような割合で負担していくか、その点について変更するものであります。もう一つは、先ほど報告もありましたが、組合の執行部及び組合議会について、その選出方法を変更することです。

まず最初に、組合経費の負担について意見を述べたいと思います。組合の経費は、これま

では消防署所属負担方式、いわゆる自賄い方式を取ってまいりました。市町村によって消防署があるところとないところがありましたので、こうした方式を取ってきたわけでありませうけれども、今後、組合経費を共通化して、その経費を新たな負担割合で37の市町村が負担するというに変更するわけでありませう。総務建設常任委員会での説明では、負担方式や負担割合が変わるため、激変緩和措置を取って、負担金については、直近5年間の分担金実績額の平均の90%、基準財政需要額割2.5%、救急出動件数割6.5%、均等割0.5%、面積割0.5%で当面負担するというものでありませう。問題は、こうした負担方式及び負担割合が変わることによって、葛城市の負担が増えるのか、減るのか。それとも大きく負担が増えていくのか、それともそんなに増えないのか。そうしたところが大変気になるわけでありませう。

消防の広域化というのは、広域化による経費の合理化によって、消防活動を維持しながら、全体として人口減少の中で大変になっていく市町村の消防活動を維持していこうということから始まったと思ひませう。しかしながら、この30年間で奈良県全体では25%人口減少が想定されておりますけれども、また、市町村によっては半分になる人口減少に見舞われる市町村もありませう。しかしながら、葛城市は30年後もわずか10%程度まで行くか行かないかの人口減少であります。こうしたことから、将来の負担割合については、広域消防が発足するときにも、例えば人口の大きい奈良市、あるいは生駒市は、独自に消防活動を維持するということが広域消防には入っておりませう。したがって、この経費負担が今後どうなるのかということ、強い関心を持たざるを得ないわけでありませう。

合併して丸々1年の会計年度となる平成17年から広域消防組合が発足する平成26年までの9年間、葛城市の一般会計における常備消防費及び消防設備費の合計額の平均は4億3,000万円でありませう。しかし、広域消防組合に加入した平成26年から令和元年度までの6年間の広域消防費と消防設備費の合計の平均額は5億100万円余りで、年額平均約6,900万円の差額が出ております。つまり、その分だけ支出が広域消防になって増えているわけでありませう。

また、先ほど述べましたが、組合執行部及び組合議会の選出方法の規約変更についてでありますけれども、ここについても私は問題があると思ひしております。葛城市の意見がより反映するような形で規約が改正されているのか。それとも反映することが難しい方向に変更になっているのかという問題であります。総務建設常任委員会の審査で明らかになりましたけれども、これまでは、組合の執行部に対して、葛城市は議席が1つ指定されておりました。しかし、今回の規約変更によりまして、他市町と交互に2年交代で執行部に入ることになります。重要事項を決定する時期に葛城市が執行部に入れなくなる可能性が出てまいります。また、組合議会の議席数は25でありますから、37ある市町村において、議席を持つことができない市町村も出てまいります。これはこれまでもそうだったわけですが、葛城市議会におきましても、この議会選出について改善を求める要望書を議会でも決議したところでありませうけれども、実際この点については改善なく、引き続き、37市町村に対して25の組合議会の議席数となっております。負担はするけれども代表を送れないという市町村が実際には出てくるわけでありませう。

葛城市が自ら消防事業を行っているときには、市議会ですぐな議論をする時間があったと

思います。予算、決算でもそうでありますし、それぞれの一般質問の中でも、この消防の問題を取り上げることができました。しかし、広域消防になってからは、年2回の広域消防組合に葛城市から1名の議員が出るというだけでありますし、大変意見が反映しにくい状況になっております。その上で、さらにこの執行部から葛城市の指定席が、常に1あるところから2年交代に変わったということで、葛城市の意見が反映しにくくなっているような規約改正になっております。

私は、広域化である意味では合理化が進んで、市町村の経費負担が軽くなる方向で進んでいるのであれば、それなりに納得できるところもあるのでしょうかけれども、実際には、広域消防になって経費負担が葛城市も大きくなってきております。今回の規約改正におきましては、この負担割合については、組合議会で条例で決めるということになっておりますから、将来負担については、詳しいことがこの委員会では議論できたとは私は思えません。今後の葛城市の負担割合がどうなるのか未定のまま、このまま規約改正を賛成することはできないわけであります。

以上の理由で今回の規約改正に反対いたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

杉本訓規君。

**杉本議員** 私、議第96号、奈良県広域消防組合格約の変更について賛成の立場で討論させていただきます。

内容変更につきまして、奈良県広域消防組合の執行機関の整理、充実を目的として、管理者、副管理者の選任ルール及び代表副管理者の位置づけの明確化や副管理者の増員、正副管理者会議の設置のほか、管理者の諮問機関として企画調整会議を新設するものであります。そして、全体統合に伴う経費負担方法につきまして、消防署所属負担方式、いわゆる自賄い方式を基本廃止し、按分方法として全国的にも導入されております基準財政需要額割や緊急出動件数割等、さらには、激変緩和措置といたしまして、分担金実績割も算定に盛り込んだ見直しとなっております。これらの規約の内容は、組織管理ガバナンスの確立を目指し、経費負担についても、設立時の協定書記載内容を反映させるだけではなく、激変緩和措置に盛り込んだ経費負担方法への変更であり、全体統合するために必要な変更と考えております。

今後につきましては、広域化のメリットを存分に発揮することはもとより、その効果を住民に積極的にPRすることによって、サービスが向上していることを理解していただいた上で、そのサービスを低下させることなく、スケールメリットを生かした経営合理化を目指していただくことをお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** ないようですので、これより、議第96号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**西川議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第89号議案及び日程第8、議第92号議案の2議案を一括議題といたします。

本2議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

川村優子さん。

**川村厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第89号、議第92号の2議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに議第89号、大和高田市と葛城市との間の休日診療に関する事務の委託についてであります。

委員から、経費負担の割合と負担の基準について説明願いたい。また、委託部分に係る決算の報告について、どのような方法になるのかという質問があり、負担割合は、全体の経費のうち90%を、前年の11月から10月にかけて利用された自治体ごとの比率で按分し、残りの10%については3市1町で均等割している。また、決算については、大和高田市から受け取るデータを成果報告書に記載する形で報告すると答弁がありました。

他の委員からは、今後は大和高田市とそれぞれの自治体が契約するのであれば、他の自治体で契約変更が行われた場合、葛城市も影響があるのかという質問があり、従来どおり、3市1町、大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町で協議した取決めになるので、単独で異なる内容の契約を交わすことはないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにもほかの委員から質疑がなされ、また意見が出されておりましたことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

**西川議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第7、議第89号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第89号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第92号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第92号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第104号から日程第15、議第103号までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

増田順弘君。

**増田予算特別委員長** ただいま議長のお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました議第98号から議第104号までの7議案につきまして、12月17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果を報告申し上げます。

初めに、議第104号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてであります。

質疑では、9月議会において、未処理金調査特別委員会の調査が終了し、最終の報告書を提出したが、今回の補正予算に未処理金が計上されていないが、どうなっているのかという問いに対し、葛城市の歳入としてどのように受け入れるのかを含め検討中である。できるだけ早い時期に解決したいと思っているが、今のところ、めどは立っていない状況であるとの答弁がございました。

この答弁を受け、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、早く葛城市に歳入として受け入れ、市民のために使えるように解決していただきたいとの意見がございました。

次に、民生費、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の内容についてという問いに対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得者のひとり親世帯に

臨時特別給付金の支給を実施したところであるが、ひとり親家庭は非正規雇用労働者の割合が高く、収入が少ないなど、もともと経済的基盤が弱く、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、臨時特別給付金の基本給付分の再支給を実施するものである。12月11日時点で既にひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けている方に、1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円を支給する。再支給なので申請は不要となっているが、まだ1回目の支給を申請していない方についても申請を受け付けている。支給日については12月25日を予定しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、給付金の支給漏れがないように、できるだけ早くひとり親家庭に支給できるようにしていただきたいとの要望がございました。

次に、衛生費における二酸化炭素排出抑制対策事業の6,050万円の減額内容はこの問いに対し、環境省の補助事業である新庄庁舎の太陽光蓄電池設備導入事業は、5月17日に環境省の外郭団体である環境イノベーション情報機構に応募申請したが、7月16日に不採択の通知があったことにより減額したものであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、この事業は、今年度当初予算での説明では、市長肝入りの事業であったと認識しているが、なぜ不採択になったのかという問いがあり、この事業については、2件申請した結果、新庄庁舎の太陽光蓄電池設備導入事業が不採択となった。不採択の理由は、環境省の予算枠を超えての応募があったこと、また、二酸化炭素の削減量が判断材料となり、ゆうあいステーションのコージェネレーションシステムの1件が採択された。最大限努力した結果であるという答弁がありました。

次に、教育費における学校管理費、中学校運営事業の備品購入費94万9,000円の内容についてという問いに対し、令和3年度に見込まれる新庄中学校の生徒数の増に伴う分である。新庄中学校の生徒数は、今年度5月1日時点の学校基本調査値626名であったのに対し、令和3年度は、9月10日時点の調べにおいて679名となり、53名の増を予定している。これに伴い、クラスも現在の3学年合計18クラスから19クラスへ1クラス増の予定をしており、生徒用の机、椅子の購入を予定している。また、クラス数の増により、教職員数も4名の増が見込まれるので、教職員用の机と椅子も含まれるとの答弁がございました。

また、来年度生徒数が増えるとのことだが、GIGAスクール構想で購入された端末の数は大丈夫なのかという問いに対し、今年、小学校、中学校合わせて3,723台の端末を購入したが、この台数は令和3年度の生徒数の増を見込んでいるとの答弁がございました。

賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第98号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請の状況はこの問いに対し、12月7日時点で58件の減免申請があり、57件については既に減免の決定をしており、残り1件については現在審査中である。現在のところ、却下となったものはない。減免額は、令和2年度分で1,120万4,800円、令和元年度分が113万7,000円となっているとい

う答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第99号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う収入の減額等による介護保険料の減免措置の状況はという問いに対し、12月1日時点で、承認件数は33件である。減免総額は215万2,670円で、そのうち令和2年度分が184万7,440円で、令和元年度分が30万5,230円となっているという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第100号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第101号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第102号、令和2年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

最後に、議第103号、令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

**西川議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第9、議第104号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原一安君。

**谷原議員** では討論させていただきます。

私は、議第104号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第8号）について、条件付でありますけれども、賛成の立場で発言いたしたいと思います。

本補正予算は、国が決定した低所得のひとり親世帯に対して、先ほど委員長から報告がありましたように、1世帯5万円、子ども2人目以降3万円の臨時特別給付金を支給する、そのための予算が計上されております。日本共産党や立憲民主党などの野党が、さきの国会で11月に法案として共同提案し、シングルマザーを支援する25の団体が共同して国会議員に支援を要請してきたものであります。非正規雇用で働く女性の比率が高く、コロナ禍の下で収入が途絶えたり、大きく減少して、子育てにおいても大変大きな困難を抱えているひとり親世帯の窮状を救うために政府も動き、今回の支給となったものであります。年内に早く支給する、そして、そのために本議会で速やかに可決すべきものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、奈良県に申請を行って、発熱外来窓口を設置しています市内の個人医院に、その窓口開設に当たって、施設、設備にかけた費用について、葛城市として補助を行う予算も計上されております。葛城市では、個人医院の先生の大きな決断とご協力により、発熱外来センターに行くことなく、身近な医院でPCR検査が可能となり、市民の安心を与えていただいておりますことに感謝申し上げるとともに、この予算は当然の支援であると考えます。

以上述べましたように、必要な支援について予算計上されている補正予算でありますので、賛成いたしますけれども、私が条件付と申し上げたのは、現在の新型コロナウイルス感染拡大の下で、こうした予算だけで十分なのかということをお願いしたいからであります。GoToキャンペーンにより新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、医療崩壊が懸念される事態となっている都道府県も出てまいりました。何としても感染拡大を抑えていかなければなりません。個人個人は日々努力しているわけではありますが、今日の感染状況は、個人の努力をもう既に超えている段階にあるとも言われております。今こそ広くPCR検査を行う体制を作って、積極的に隠れた感染者、自覚症状のない感染者を明らかにして、早期発見、即時隔離保護によって、新たな感染者を増やさないことが今求められております。しかしながら、政府には、感染拡大を抑え込んでいくという本気の姿勢が見えておりません。そのため、地方自治体におきましては、独自にPCR検査の拡充に努めているところが増えてまいっております。

民間事業者が唾液によるPCR検査を安く提供し始めており、国民の中には自費で検査を受けて、安全を確保しようとする方も出てきているわけでもあります。奈良県におきましても、県内の高齢者福祉施設などの入居者や職員全員に無償で検査を実施することを決めました。これは大変大きな前進であると考えます。しかし、高齢者福祉施設や医療機関に対象が限られております。私は、葛城市においても、積極的に感染拡大を防ぐために、保育所や学童保育所、学校などで働いておられる職員に対しても、PCR検査を無償で実施するような予算を今後組んでいく必要があると考えます。また、市民に対する生活支援においても、葛城市独自に支援策を打つべきときになっているのではないのでしょうか。例えば4月27日までに誕生した新生児には臨時特別給付金が国から支給されました。その後に誕生した新生児には、

国から支給はありませんけれども、現在奈良県内12市中8市において、4月28日以降に誕生した新生児にも臨時特別給付金などを独自に支給しております。残念ながら葛城市ではその支給がないわけであります。生まれた月日や生まれた場所で新生児に差があってはならないと私は考えます。子育て支援というのであれば、葛城市においても、他市と同様に、今年度に誕生した新生児には臨時特別給付金を支給すべきだと私は考えます。

年末に向けてますます生活が厳しくなっている方が増えております。また、コロナ感染の心配も大きくなっております。葛城市においては、市民の暮らしを支え、応援し、励ますために、今回の補正予算の中身では、私は十分であるとは考えられません。今後、さらに葛城市が市民生活を守るために適切な予算計上をされることを強く求めまして、賛成意見といたします。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第104号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第104号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第98号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第98号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第98号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第99号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第99号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第99号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第100号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第100号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第100号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第101号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第101号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第101号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第102号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第102号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第102号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第103号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第103号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第103号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第12号、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

川村優子さん。

**川村議員** ただいま上程を賜りました発議第12号、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

我が国においては、空き家などが増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者などの住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上がっています。住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。よって、国においては、次の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

1、住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。

2、住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。

3、空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。

4、住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。

5、居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。

6、令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。

7、刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。

8、住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜

本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

9、令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**西川議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第13号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

川村優子さん。

**川村議員** ただいま上程賜りました発議第13号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の1つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは、実に16人に1人が体外受精で生まれたことになり、また、晩婚化などで妊娠を考え

る年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。国においては、平成16年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も、助成額が所得制限などの段階的な拡充が行われています。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られており、保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は早急に解決しなければならない喫緊の課題であります。そこで政府におかれましては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、次の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、不妊治療は一人一人最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についても、その対象として検討すること。

2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4、不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**西川議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、発議第13号議案を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第18、議第105号及び日程第19、議第106号の指定管理者の指定2議案について一括議題といたします。  
本2議案につき、提案理由の説明を求めます。  
阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第105号及び議第106号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第105号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、現在の指定管理の期間が令和3年3月31日で満了となりますので、公募の結果、引き続き、株式会社農業法人當麻の家を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第106号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、現在の指定管理の期間が令和3年3月31日で満了となりますので、公募の結果、引き続き、株式会社道の駅葛城を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、両施設の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** では質問させていただきます。これは付託されて、後ほど委員会で審査されると思いますので、基本的なことだけ簡単にお伺いしたいと思います。

私は一般質問で、道の駅かつらぎの指定管理者については公募することを求めてまいりました。公募によって、今回こうした形で指定管理者を指定するという事で、議会の議決を求めるという案件で出てまいったわけですが、公募の方法、期間及び公募に当たって何らかの条件、恐らく公募型だったらつけられたと思うんですけども、大体、主なものだけで結構ですので、両方お願いできたらと思います。

**西川議長** 産業観光部長、早田さん。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございます。まず、令和2年11月25日に公募を開始いたしました。同年12月16日に締切りを行いました。応募された事業者につきましては、両施設とも1者ということでございまして、それにつきましては、12月18日に、市内部の選定委員7名、それから市外部の選定委員、ちなみに、奈良県中部農林振興事務所長様をお願いいたしまして、8名の委員により選定を行いました。

それから、応募資格でございます。主なものといたしましては、まず、道の駅の管理運営を円滑に行うことができると認められる法人であること。また、市と容易かつ緊密に連携可能であり、市民サービスの提携に精通している法人であって、市との緊密な連携を行う十分な位置の主たる事業所を有する法人であること。また、直近3年間の事業税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を未納としていないということが主な応募資格となっております。

以上でございます。

**西川議長** 谷原君。

**谷原議員** 公募の結果、1者のみということになったということでもありますけれども、今後広くこの施設が有効に使われるように、対象を広げて、できるだけ提案していただくというのがよかったのかなと思いますけれども、残念ながら1者ということでもあります。この件については、質問は以上にしたいと思います。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第105号及び議第106号の2議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午前11時39分

再 開 午後 2時30分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第105号及び議第106号の2議案を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第105号及び追加日程第2、議第106号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は、休憩中に総務建設常任委員会を開催し審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

松林謙司君。

**松林総務建設常任委員長** 午前中の本会議において上程され、総務建設常任委員会に付託されました議第105号及び議第106号の2議案につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

議第105号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、議第106号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についての2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、指定管理の選定委員会での結果、評価基準に達していると説明があったが、どのような基準に基づいて評価したのかという問いに対し、住民の平等な利用を確保することができること、施設の効用を最大限に発揮され、サービスの向上が図られるものであること、また、地域への取組があることなどの選定基準に基づき審査を行ったという答弁がありました。

この答弁を受けて、2つの道の駅がそれらの選定基準を満たしており、住民にとって有益な施設であることが分かるように、経営状況等の報告を今後はお願いしたいとの要望がありました。

2議案とも討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも委員から質疑がなされ、意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第105号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第105号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。本件を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第105号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第106号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第106号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第106号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る8日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、令和2年度事業の執行並びに令和3年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました令和2年第4回葛城市議会定例会は、本日をもって全日程を終了し、閉会を迎える運びとなりました。議員の皆様方には、人事案件や補正予算案をはじめ、ご提案申し上げました各案件や、また追加議案につきましても、慎重なるご審議を賜り、いずれも同意、可決いただきましたことに、心よりお礼を申し上げる次第でございます。会期中に頂戴いたしました貴重なご意見を参考に、今後の市政運営に努めてまいりますのでございます。

今年も残すところ10日となりました。皆様におかれましては、お体に十分ご留意をいただき、新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**西川議長** 以上で令和2年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時39分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長           西川 弥三郎

議 会 副 議 長       奥本 佳史

署 名 議 員           松林 謙司

署 名 議 員           谷原 一安